

【業務継続計画】

部名	市民部	課名	市民協働推進課
S	新たに発生する業務		必要人員
	なし		0人
A	継続業務		必要人員
	なし		0人
B	縮小業務		必要人員
	<p>【協働推進係】 5人</p> <p>(地区行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア保険助成事業 (郵送及びFAX等で対応) <p>(せきれい関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活動バス貸し出し <p>(コミュニティ推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティ活動費補助 (郵送及びFAX等で対応) コミュニティ助成事業 (郵送及びFAX等で対応) 市民協働推進センター事業 (郵送及びFAX等で対応) <p>(市民運動総括事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> “世界につながるまち盛岡” 市民会議 総会・役員会 (書面決議等で対応) “世界につながるまち盛岡” 市民会議 市民協働推進事業 (郵送等で対応) <p>(市民協働推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公募型協働推進事業の企画提案公募 (郵送及びFAX等で対応) 公募型協働推進事業補助 (郵送及びFAX等で対応) 公募型協働推進事業の施設等活用事業 (縮小等で対応) <p>(NPO法人設立認証事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種書類の提出 (郵送及びFAX等で対応) <p>(地域協働推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域担当職員の会議出席及び研修会 (規模縮小で対応) 地域づくり事業補助 (郵送及びFAX等で対応) <p>【地域活動係】 6人</p> <p>(地区行政)</p> <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会協働推進奨励金 (郵送及びFAXで対応) <p>(公衆街路灯関連業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 街灯設置費等補助 (郵送及びFAXで対応) 公衆街路灯電気料補助 (郵送及びFAXで対応) 	7人	

(自治公民館整備事業)			
・ 自治公民館整備事業補助 (郵送及びFAXで対応)			
C 休止業務			
【協働推進係】 5人 (通信対策) ・ 日戸地区移動通信用鉄塔敷地草刈業務委託 (地域協働推進事業) ・ 人材養成講座 ・ コミュニティリーダー研修会 ・ 地域活動団体ポスターセッション ・ 協働情報誌 (「つながるわ」) 発行 (市民運動総括事業) ・ “世界につながるまち盛岡” 市民会議 推進大会			
【地域活動係】 6人 (地区行政) ・ 盛岡市公示板移設・撤去 ・ 回覧物の配布 (コミュニティ施設関連業務) ・ コミュニティ施設の施設整備			
使用中止施設			
地区活動センター, 地域交流活性化センター			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
11人	7人	7人	0人
【職員が不足の場合の対応】 なし			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
(NPO法人設立認証事務) ・ 各種提出書類の確認			
今後の課題			
なし			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は, 欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は, 業務継続計画に基づきS, A, Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	市民部			課名	市民協働推進課男女共同参画推進室		
S 新たに発生する業務							必要人員
なし							0人
A 継続業務							必要人員
なし							0人
B 縮小業務							必要人員
【経理事務】 各種支払い事務							1人
C 休止業務							
【男女共同参画事業】 講座、イベント等は中止し、関係者や申込者、マスコミ等に連絡するほか、ホームページで中止する旨を周知する。							
【もりおか女性センター実施事業】 講座、イベント等は中止し、関係者や申込者、マスコミ等に連絡するほか、ホームページ、施設内掲示により中止する旨を周知する。 貸室については利用を中止し、申込者に連絡するほか、ホームページや施設内掲示等で貸室を中止する旨を周知する。							
【もりおか女性センター 女性相談】 緊急対応が必要と判断される場合を除き、相談予約の受付を中止する。							
使用中止施設							
もりおか女性センター							
S～Bの業務を実施するための体制							
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足				
3人	2人	1人	1人				
【職員が不足の場合の対応】 なし							
専門的なスキルや資格を必要とする業務							
なし							
今後の課題							
なし							

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	市民部		課名	くらしの安全課	
S 新たに発生する業務					必要人員
なし					0人
A 継続業務					必要人員
【地域安全係】					1人
<ul style="list-style-type: none"> ・自動車臨時運行許可事務 ・高齢運転者免許証自主返納支援事業 					
B 縮小業務					必要人員
【地域安全係】					2人
<ul style="list-style-type: none"> ・交通指導隊事務局事務（電話・郵送・ファックス等でも対応可能） ・交通安全協会等補助事業（電話・郵送・ファックス等でも対応可能） ・交通災害共済加入・見舞金支給事務（電話・郵送等でも対応可能） ・盛岡市防犯協会事務局事務（電話・郵送・ファックス等でも対応可能） ・暴力団追放盛岡市民会議負担金等（郵送及びファックス等でも対応可能） ・地域防犯カメラ設置支援事務（郵送及びファックス等でも対応可能） ・空き家等適正管理対策事業（電話・郵送及びファックス等で対応） 					
C 休止業務					
【地域安全係】					
<ul style="list-style-type: none"> ・交通指導員活動（通勤通学時の街頭指導，各種行事における交通指導） ・交通指導隊関係事業（月例会議等） ・交通安全教室 ・違法駐車防止啓発活動 ・交通安全啓発活動 ・交通安全ゲートボール大会，交通安全ポスターコンクール等行事 ・防犯協会関係事業（会議，防犯隊活動等） 					
使用中止施設					
なし					
S～Bの業務を実施するための体制					
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足		
6人	4人	3人	1人		
【職員が不足の場合の対応】					
なし					

専門的なスキルや資格を必要とする業務
なし
今後の課題
なし

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	市民部			課名	消費生活センター		
S 新たに発生する業務							必要人員
なし							0人
A 継続業務							必要人員
なし							0人
B 縮小業務							必要人員
【消費生活相談】 ・電話相談については、従来通り対応を継続するが、来所相談は原則中止とし、電話、ファックス及び郵送による相談に変更して行う。							7人
C 休止業務							
【出前！消費者講座】 ・講座を中止することを依頼団体等の責任者に電話で連絡する。 ・参加予定者には主催者から連絡する。 【消費生活法律相談】 ・法律相談は中断することとし、日程を変更して後日開催する。 【計量立入検査等】 ・立入検査を中断することとし、日程を変更して後日実施する。							
使用中止施設							
なし							
S～Bの業務を実施するための体制							
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足				
13人	7人	7人	0人				
【職員が不足の場合の対応】 なし							
専門的なスキルや資格を必要とする業務							
・消費生活相談 ・出前！消費者講座 ・消費生活法律相談 ・計量立入検査等							
今後の課題							
・対応マニュアルの整備							

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	市民部		課名	市民登録課	
S 新たに発生する業務					必要人員
なし					0人
A 継続業務					必要人員
<p>【管理係】（5人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公用請求及び郵便による請求の証明交付，身元調査及び犯歴照会等への回答，火葬場運営，課内庶務 <p>【受付第一・二係】（12人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍法及び住民基本台帳法に基づく証明，印鑑登録証明の交付，マイナンバーカードの交付，証明書コンビニ交付ほか <p>【登録係】（7人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳法に基づく届出受理，外国人事務，公的個人認証ほか <p>【戸籍係】（5人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍法に基づく届出の受理，埋葬又は火葬の許可，火葬場使用許可ほか <p>【係共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DV及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置 					29人
B 縮小業務					必要人員
なし					0人
C 休止業務					
<p>【管理係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公簿の閲覧 <p>【登録係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民実態調査 					
使用中施設					
市民登録課松園連絡所，盛岡駅西口サービスセンター，青山支所，築川支所，太田支所，繋支所					
S～Bの業務を実施するための体制					
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足		
49人	29人	29人	0人		
【職員が不足の場合の対応】					
なし					
専門的なスキルや資格を必要とする業務					
なし					

今後の課題

・出勤職員数の減少に伴い、利用者の滞留時間が長引くことが予想され、係の枠を超えた応援体制が機能するよう、課内において普段から研修を積み重ねることが必要である。

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	市民部	課名	都南総合支所
S 新たに発生する業務			必要人員
【地域支援係】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関する相談や問い合わせに対する適切な窓口の案内 ・ 町内会等（都南総合支所の所管区域に属するものに限る。）に対する情報提供 			
A 継続業務			
【地域支援係】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎管理業務 ・ 金庫の保管及び管理業務 ・ 公印管理 ・ 文書集配業務 			3人 （非常勤1人含む）
B 縮小業務			必要人員
【地域支援係】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種団体関連業務（防犯・交通安全） ・ 下記各種窓口業務…各原課での業務取扱い方針に従い対応 自動車臨時運行許可，証紙取扱い，出稼ぎ手帳，住居表示，交通災害共済，コピーサービス，市民相談等 【市民係】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記各種窓口業務…原課での業務取扱い方針に従い対応 戸籍，住民基本台帳，電子署名，埋火葬許可，火葬場使用許可，印鑑登録，身分証明，マイナンバー関連等 【税務福祉係】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記各種窓口業務…原課での業務取扱い方針に従い対応 児童手当，国民年金，後期高齢者医療，介護保険，障がい福祉，保育所，国民健康保険，租税証明，原動機付二輪車等の登録・廃車等届出書および申請書の受理 			13人
C 休止業務			
【地域支援係】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会及び総会等の主催事業 ・ 有線テレビ使用料関係業務 【市民係】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出張所（飯岡出張所及び乙部出張所に限る。）に関すること 			

使用中止施設			
【地域支援係】 ・ 庁舎内売店 【市民係】 ・ 飯岡及び乙部出張所（職員は都南総合支所に出勤）			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
(非常勤2人含む) 26人	16人	(非常勤1人含む) 16人	0人
【職員が不足の場合の対応】 なし			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【地域支援係】 ・ 庁舎管理業務（ボイラー・電気設備等の運転管理，危険物取扱い）			
今後の課題			
なし			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は，欠勤者数（40％）を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は，業務継続計画に基づきS，A，Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	市民部	課名	健康保険課
S 新たに発生する業務			必要人員
【高齢者医療係】 ・岩手県後期高齢者医療広域連合との連絡調整（状況により応援）			0人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
【業務係】 ・課内庶務（支払事務など期限のあるものを優先） 【給付係】 ・国保資格の得喪・高額療養費申請・保険証再発行等の各種届出・申請受付（できるだけ郵送で対応） 【賦課係】 ・国保税の賦課 ・保税の問い合わせ対応・減免受付（できるだけ電話や郵送で対応） 【徴収係】 ・国保税の収納及び消込，過誤納金還付 ・納税相談対応（できるだけ電話で対応） 【高齢者医療係】 ・後期高齢者医療にかかる各種届出・各種申請受付（できるだけ郵送で対応） ・後期高齢者医療保険料の納付書発行・収納及び消込，過誤納金還付			26人
C 休止業務			
【業務係】 ・国保運営協議会・国保盛岡地区協議会関係 ・特定健診（関係機関と協議のうえインフルエンザ終息後に対応） 【給付係】 ・診療報酬請求明細書の点検 ・訪問保健指導 【徴収係】 ・国保税の督促・催告・滞納処分等の滞納整理関係 【高齢者医療係】 ・後期高齢者医療健康診査（関係機関と協議のうえインフルエンザ終息後に対応） ・後期高齢者医療保険料の督促・催告・滞納処分等の滞納整理関係			

使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数 (※2)	想定必要職員数 (※3)	職員の過不足
正職員 39人 非常勤 14人	32人	26人	6人
【職員が不足の場合の対応】			
なし			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
なし			
今後の課題			
<p>新型インフルエンザの流行に伴い、保険給付の件数・金額が増加することが予想される中で、各種申請受付を電話でのやり取りや郵送で処理することは、市民との意思疎通がうまく図られない可能性があることから、市民への効果的な周知方法を確立することが必要である。</p>			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	市民部		課名	医療助成年金課	
S 新たに発生する業務					必要人員
なし					0人
A 継続業務					必要人員
なし					0人
B 縮小業務					必要人員
<p>【医療助成係：窓口業務・医療給付支出事務】</p> <p>・医療費助成制度における各種届出受付（新規・変更・喪失等），受給者証の発行・再発行，給付申請受付，福祉医療資金貸付業務，赤ちゃん手帳，予防接種券等の交付については，窓口対応職員を縮小して対応するとともに，できるだけ郵送による申請を勧奨し，窓口対応の軽減を図り，定期の医療給付支出事務を行う体制を整える。（必要人員：窓口，電話担当を含め5人）</p> <p>【年金係：国民年金窓口業務】</p> <p>・国民年金窓口業務については，窓口担当職員を縮小して対応するとともに，可能なものについては郵送による届出を勧奨し，窓口対応の軽減を図り，受理した書類の年金事務所等への送達が滞らない体制を整える。</p> <p>（必要人員：窓口，電話担当を含め5人）</p>					10人
C 休止業務					
なし					
使用中止施設					
なし					
S～Bの業務を実施するための体制					
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足		
17人	10人	10人	0人		
<p>【職員が不足の場合の対応】</p> <p>市民部内の他課からの応援により対応する。</p>					
専門的なスキルや資格を必要とする業務					
なし					
今後の課題					
<p>【医療助成係：医療給付支出事務】</p> <p>・定期の給付支出事務のためのレセプト整理事務(毎月4日間程度)は臨時職員や年金係の協力を得ながら窓口業務等と並行して行っているが，レセプト整理事務期間は業務継続計画での業務継続の困難が想定されることから，他課からの応援が必要となる。</p>					

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数